

改正

平成17年3月17日告示第37号

小矢部市身体障害者用自動車改造費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 自動車改造費の助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別が肢体不自由の1級又は2級に該当する者
- (3) 就労に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (4) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(対象経費及び助成額)

第3条 自動車改造費の助成の対象となる経費は、操向装置及び駆動装置等の改造に要する経費とする。

2 前項の対象経費に対する助成額は、10万円を限度とする。

(自動車改造費の申請)

第4条 自動車改造費の助成を受けようとする者は、身体障害者用自動車改造費助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(自動車改造費の交付決定)

第5条 市長は、自動車改造費の助成を決定したときは、申請者に対し速やかに身体障害者用自動車改造費交付決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)を交付するものとする。

(届出)

第6条 決定通知書の交付を受けたものは（以下「受給者」という。）が、自動車改造の内容を著しく変更し、又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に届け出るとともにその承認又は指示を受けなければならない。

（改造完了報告書）

第7条 受給者が自動車改造を完了したときは、10日以内に身体障害者用自動車改造完了報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日告示第37号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

身体障害者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

申請者 住所 小矢部市

氏名 印

次のとおり身体障害者用自動車改造費を申請します。

1 対象者				
ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
現住所			電話	
本籍地				
身体障害者手帳番号		号	障害等級	種 級
2 家族の状況				
続柄	氏名	年齢	職業又は学年	摘要
本人				
3 改造自動車をどのように社会復帰の方法として利用しているか。				

4 改造する部分及び見積額（業者見積書を添付）														
見積額	円			改造する部分										
どのように改造するか。														
5 免許証														
免許証番号			第 号	交付	年 月 日									
免許年月日	第一種免許	二小原	年 月 日	有無										
		その他	年 月 日	免許の種類	大	普	大	自	小	原	けん引	大型二	普通二	大特二
	第二種免許		年 月 日		型	通	特	二	特	付				
免許の条件														
6 所有する自動車														
自動車登録番号 又は車両番号			登録年月日			年 月 日								
自動車の種別			車名及び型式											
車台番号														
7 その他														

様式第2号（第5条関係）

小矢部市指令 第 号
年 月 日

身体障害者用自動車改造費交付決定通知書

様

小矢部市長

年 月 日付で申請のあった身体障害者用自動車改造費については、次のとおり交付決定したので通知します。

決定金額 円

対象者住所	小矢部市
対象者氏名	
改造に要する経費	(総額) 円
改造の内容	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 交付された費用は、その目的に反して使用してはならない。2 1に違反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがある。3 自動車改造の内容を著しく変更し、又は当該工事を中止若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に届け出るとともにその承認又は指示を受けなければならない。4 自動車改造が完了した場合は、10日以内に身体障害者用自動車改造完了報告書を市長に提出しなければならない。

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

身体障害者用自動車改造完了報告書

(あて先) 小矢部市長

住 所 小矢部市
氏 名 印

年 月 日付け小矢部市指令福第 号で交付決定されまし
た自動車改造が完了したので次のとおり報告します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定金額	円
改造費	
改造の内容	
改造完了年月日	年 月 日

- 添付書類 1 完成写真
2 改造費請求書